

会員の皆様、こんにちは。

2018年最後の政策研メルマガ「石心」をお届けいたします。米国トランプ大統領の自国第一主義が、自由貿易を脅かすと報じられています。かたや、米中間の「貿易摩擦」の背景にはモノの流通の不均衡だけではなく、国際ルール順守の問題も指摘されましょう。それらの陰に隠れてしまった感がありますが、長く議論されてきた TPP が 12月30日に発効します。改めてその内容と意義を確認しておきたいと思います。結びに当たり、どうぞ良いお年をお迎えください。

石田まさひろ政策研究会

「新たな自由経済圏 TPP11」

■ TPP11 が 12月30日に発効

長年議論されてきた TPP（環太平洋連携協定）がついに発効する。年の瀬も押し迫った 12月30日（日）のことだ。TPPの是非については読者諸氏の間にもさまざまなお意見があろうが、とにかくにも「TPP11」として 11か国が参加して発効する運びとなっている。本稿においては、その中身を概観したい。

TPPとは、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で 21世紀型のルールを構築する経済連携協定のことだ。2006年に、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの 4か国が締結した経済連携協定（EPA）が発端となっている。後にアメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルーの 4か国が加わり拡大版の第 1回交渉会合が 2010年に開かれると、世間の注目を集めることとなった。これはやはり、アメリカの参加表明の意味が大きい。メキシコ、カナダも参加を表明し、日本も 2013年、安倍総理のもとで参加を決定することとなる。ここに至り当事国は、

12か国となったのである。日本とアメリカが参加したことで、そのまま発効すれば世界の GDP の 36%を占める経済規模の協定となるはずだった。

しかし、2017年トランプ政権の発足によってアメリカが交渉を離脱。12か国での協定発効は成らなくなってしまったが、残った国々は粘り強く交渉を続け「TPP11」として 11か国による発効の運びとなったのである。



TPP 等政策対策本部（内閣官房）HP より

■ TPPの内容

1. 99%の品目で関税を撤廃

品目によって年限に違いはある。輸出や海外展開の環境が整い、消費者にとっては食品値下げなどの恩恵がある。

2. 通商ルールの共通化

電子商取引、サービス、人の移動に関する新たなルールも定める。データの流通制限禁止や、外資参入の規制緩和など、世界貿易機関（WTO）が整備していなかった部分についても明確化される。

- ・投資 投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止。

- ・貿易円滑化 急送貨物の迅速な税関手続き（6時間以内の引取）を明記。

- ・電子商取引 国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの課税賦課禁止。ソースコード（ソフトウェアの設計図）移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止。

- ・国有企業 非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止。

- ・知的財産 模倣・偽造品等に対する厳格な規律。

■ TPPの意義

1. 21世紀型の新たなルールの構築

- ・サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する。

- ・成長著しいアジア太平洋地域のヒト・モノ・資本・情報の往来が活発化する。

2. 中小・中堅企業、地域の発展への寄与

- ・中小企業や地域の産業が、アジア太平洋地域の市場につながり、活躍の場を広げていくことが可能になる。

- ・国内に新たな投資を呼び込むことも見込め、都市だけではなく地域も世界の活力を取り込んでいくことが可能となる。

3. 長期的な、戦略的意義

- ・自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに貿易・投資の新たな基軸を打ち立て今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。

参加国	日本 オーストラリア ブルネイ カナダ チリ マレーシア メキシコ ニュージーランド ペルー シンガポール ベトナム	人口合計	約5億人
		GDP合計	約10兆ドル
		貿易総額	約5兆ドル

2019年は元号が変わる新しい時代の始まりである。新たな巨大経済圏の行方を見守りたい。

ペンネーム：焼肉大好き

このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。ご意見は info@masahiro-ishida.jp までお寄せください。

【配信停止・設定変更】本メールサービスの解除を希望する方は、石田まさひろ政策研究会までご連絡ください。

【配信元】石田まさひろ政策研究会 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-1-1

Copyright© Masahiro ISHIDA all Rights Reserved ---掲載記事の無断転載を禁じます---